

立命館大学経済学会会則（昭和二十八年六月一部改正）

一、本会は立命館大学経済学会と称する。

二、本会の事務所は立命館大学経済学部内におく。

三、本会は経済学・商学その他これに関連する諸学の研究およびその普及を目的とする。

よびその普及を目的とする。

四、本会はその目的を達成するために左の事業を行う。

1 機関誌「立命館経済学」の編集

2 研究会・講演会の開催

3 実態調査・見学会の実施

4 その他右に関連する事業

五、本会は立命館大学経済学部に関係ある教員および校友・

在学生をもって組織する。

本会の主旨に賛同しこれを支援しようとするものは入会

することができ。

会員は所定の会費を負担し機関誌の配布をうけかつ本会

の行う各種の事業に参加することができる。

六、本会に左の役員をおく。

1 名誉会長 一 名

2 会長 一 名

3 評議員 若干名

4 委員 若干名

5 学生委員 若干名

6 幹事 一名

名誉会長には本学総長を推戴する。

会長には経済学部長が就任する。

評議員は経済学部専任教員及評議員会で推薦した者を以てこれにあてる。

委員は編集・事業・会計に分ちそれぞれ評議員会で選任しその任期は一ケ年とする。

但し重任を妨げない。

幹事は経済学部教務課長がこれにあたり本会の庶務を担当する。

第四条各項の事業については委員会がこれを運営する。

但し特に重要なものについては評議員会の審議を経なければならぬ。

評議員会は会長がこれを召集する。

七、第四条各項の事業については委員会がこれを運営する。

但し特に重要なものについては評議員会の審議を経なければならぬ。

評議員会は会長がこれを召集する。

八、本会の経費は会費・補助金・寄付金を以てこれにあてる。

会費は左の通りとする。

一般会員 年額 金五百円

学生会員 年額 金四百円（四ヶ年前納者千五百円）

賛助会員

九、本会の会計年度は毎年四月一日にはじまり翌年三月末日に終る。

会計は当該年度終了後二ヶ月以内に決算を行い評議員会に報告しなければならない。

十、本会の会則の変更及財産の処分は評議員会の決議による。

一二五（三七九）